

平成 28 年度 第 1 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成 28 年 6 月 2 日 (木) 午後 1 時 45 分～午後 3 時 15 分
会 場	講堂 (市役所第二庁舎 10 階)
出席者	委員 18 名 (欠席者 6 名) 事務局 12 名 報道関係者 3 社 傍聴者なし
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 新委員紹介 4 諮問 5 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について イ 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について ウ 老人憩の家の利用者負担の見直しについて 6 その他 7 閉会
諮問	<ol style="list-style-type: none"> 4 諮問 <p>加藤市長から次の 3 項目について諮問された。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について (2) 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について (3) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて
議事	<ol style="list-style-type: none"> 5 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について <p>事務局から資料に基づき説明があり、児童福祉専門分科会へ付託された。</p> <p>【質疑応答】なし</p>

イ 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について

事務局から資料に基づき説明があり、児童福祉専門分科会へ付託された。

【質疑応答】

委員：すでに延長料金については利用者負担になっているが、その中で減免対象になっている皆さんはどの程度いるのか。

事務局：平成 27 年度の実施状況では、全体の登録児童 7,681 名に対し、延長を利用されているのは 2,490 名ほど、全体の 3 分の 1 が延長を利用されている。その中で、通常通り料金を頂戴している方は 1,960 名ほどで、登録児童の 8 割が通常分で、残る 2 割が何らかの理由で減免の適用を受けている。生活保護あるいは非課税といった経済的理由による減免が約 5%、兄弟姉妹が同時利用するということで減免を受けている方が全体の 16%である。

委員：利用者負担は、父子家庭母子家庭は考慮されているか。2 点目として、子どもの貧困率が以外に高いというデータがあるらしいが、そういうことを全部ひっくるめて低所得世帯と考えておられるのか。また、利用者負担になった場合は施設で現金を集金するということは考えているのか。以上 3 点伺いたい。

事務局：現在の延長料金において、母子家庭父子家庭の一人親家庭を理由とした減免はない。保護者の経済的事情に応じて延長料金を負担いただく。一人親家庭でも、それなりの所得がある方もおられるので、その部分の減免の理由は設けていない。

二点目、子どもの貧困への考慮について、世帯の中で子どもだけが貧困ということはないと考える。親の所得に応じて、減免の非課税・生活保護といった世帯の単位で考えている。

三点目、利用者負担を施設が現金で集めるのかについて、現在、延長料金は口座振替でお願いしているが、利用者負担を導入するかどうか、を含めての審議会への諮問であるので、導入を前提とした質問にはお答えできない。

委員：PTA の役員をさせていただいたりとか、そういう経験を踏まえ

て、わからないところをお聞きしたい。児童館や子どもプラザをご利用されている方、あるいはご要望されている方が多くなってきているということは存じている。利用者の年齢制限がどんどん上がってきている中で、今、小学校 6 年までというのが、今度は、中学生は誰がみるんだ。そういう話になってきてくる恐れがあるのではないかと思う。無料化ならまだいいが、有料化となってきた時に、保護者の選択肢がもうちょっと用意しといたほうが良いと感じている。以前は、放課後それぞれの学校の校庭で友達同士で集まって、色んな遊びをしたりだとか、そのような活動があった。いつの間にか今、管理者責任みたいなことを問われる世の中になってきてまして、校庭が使えないようなイメージになってきているような気がする。学校関係の皆さんにお聞きすると、それは別にクローズしてるわけではないという話は聞くが、ただ、何かあったときの責任は誰が取るのか、といったときに、なかなか難しい実情があるというようなお話をお聞きする。そここのところをもうちょっと上手に運用することができれば、子どもたちの居場所の選択肢が広がるのではないのかなと単純に思ってしまう。そのことについて何かありましたらお聞かせいただきたい。

事務局：放課後子ども総合プランは、お子様の放課後、長期休暇中における安全・安心な居場所の確保といったことがある。ただ、ここに来られていないお子さんも多数いる。家にいるお子さんもいるし、あるいは塾や習い事や友達と遊んでいるとか。私どもは選択肢のひとつとして提供している。それ以外の選択肢を、私どもでどのくらい提供できるかというのは、なかなか難しい問題であると思っている。

事務局：中学生について選択肢を増やすというお話があったが、小学生 1 年生から 6 年生まで受け入れてる中で、全体として低学年の利用が多い。27 年度は、1 年生は 6 割が利用、6 年生になると 1 割の利用にとどまっている。高学年になると、塾、スポーツクラブなど、色々な選択肢があるので、そちらに行っている可能性もある。おそらく中学生になると、部活のほか、いろいろなところ行くので、趣旨とすれば小学生の居場所づくり、それから小学生の体験、そのようなところで止めておいても大丈夫なのかなと考えている。

委員：利用者負担に関する基準に基づく見直し方針ということで、50%と

いう数字が示されているが、長野市の子育てを重視する姿勢も考慮して、この後の専門の分科会においては、この 50%の数字についても是非ご検討いただきたいと思う。

議長：ただいまのご意見については、また専門分科会の中でも、そういうご意見あったということで、参考までに、その件についてもしっかりと議論いただきたい。

イ 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

事務局から資料に基づき説明があり、老人福祉専門分科会へ付託された。

【質疑応答】

委員：平成 25 年 26 年に施設の建て替え・再編について検討されてきたけれども、28 年今年度は料金の見直しというふうに、また最初の料金の検討から施設の検討に変わり、施設からまた料金に変わったという経緯がある。今日、松代老人憩の家を視察させていただいたが、施設自体が古い。そこだけが古いわけではなくて、ほかにも結構古い施設がある。古くて建て替えが出来ない施設もあるというところで、施設のあり方というものも料金改定に合わせて検討されていくのか、それとも今までの経緯があるので施設については、後ほどの議論にするのかを教えていただきたい。

事務局：私どもの考え方としては、現在施設の再編、あるいは長寿命化については、公共施設マネジメントの策定の中で検討を行って参りたいという予定である。ただ、それについては当然利用者の方々、地域の方々との調整等に時間を要すると考えているので、まずは今、適正な負担につきましてご検討をしていただき、それと同時進行だが、施設の再編・長寿命化について検討を進めていきたい。

委員：この昭和 40 年の厚生省社会局長通知は、もう 50 年以上前の法律に基づく、これは確か老人福祉法だったと思うが、その当時は高齢化率たぶん 6～7%くらいだったと思う。その頃は、60 歳以上は老人ということで、今は 60 歳は老人ではないと思っているが、そういう名称を使いながら、それが国の制度の中で動いてきている。その後、

平成 12 年に介護保険制度が始まり、ここから通所サービスなどさまざまな事業が展開している。国の考え方を問うわけではないが、そういう二本立ての中で、この老人憩の家のあり方というのはどのような動向があるのか教えてほしい。

事務局：確かに委員さんのおっしゃるとおり、かなり前の、いわゆる厚生省当時の通知であるが、憩の家のあり方について国の方針として特段新しいものは出ていないので、いまだにその通知が生きてると判断している。

委員：これを見ると、介護保険法に基づく通所サービスがかなり一般企業も参入して展開している中で、最近、法制度が変わったこともあり、非常に空きがあり、圧迫されてるところもあるという中で、実態を見れば、ただの温泉施設になっているのではないかという感じもする。ある程度の料金の見直しがどの程度されていくのか注目していきたいと思っている。

委員：利用者の数をみると、高齢者の数がどんどん増えていく割合に利用者数が減っている現状である。また、厚生労働省や色々なところで、介護予防ということで、いろいろな施設がたくさん出来たり、デイサービス・デイケア、それから今度は要支援の方々に対しては総合事業ということで、デイサービスの拡大などもやっていて、そこにも温泉があるが、本当にこの憩の家というものが必要性があるのかということをも多少思って見ている。料金の改定の話の中で、もうひとつは、高所得者と低所得者があるが、低所得者に対しては料金を下げるとか無料化するとか、高所得者に対してはもう少しお金を取るとか、そういう考えは有るのか。

事務局：老人憩の家のあり方については、私どもも再検討しなくてはいけないのかと思っている。先ほどお話した再編・長寿命化の中で検討してまいりたいと考えている。利用者負担の、例えば高収入の方と低所得の方との差別化は、現在の老人憩の家の利用者にそういった所得要件等を当てはめての設定はなかなか難しいと判断している。基本的には一律の料金設定と思っている。

委員：憩の家をお使いになる方はどちらかというと低所得層の方が多いと

思う。あまり高所得層の方がお使いになっていないような感じを受けるが、そういう意味で一律でも構わないという意味か。

事務局：利用者の方々の所得の状況までは全く把握できていない。そのあたりは、そのことで判断しているわけではない。入浴時に A さんあなたの所得は高いから利用料はいくら、あなたは所得が低いからいくら、というような窓口での料金の徴収は、手間がかかる。また、おいでになった方々が利用しにくくなるのではないかと思う。やはりそこについては利用される方を一律、同一料金で考えたいと思っている。

委員：老人憩の家の設備として、今、介護保険はかなり厳しい基準が設けられているが、介護保険の適用を受けている方が利用できるような、手すりがあるとか、介助者がいるとか、そういう設備になっているか、というのが一点。それから、例えば新潟などの老人憩の家は、入浴する場合だけ一回 100 円いただくけれども、施設の利用そのものは無料という設定の仕方であるが、長野市もそのような考えでよろしいか。

事務局：憩の家の設備について、基本的には浴室には安全の確保のために階段・スロープ・手すり等は付いているが、専門の介助員は居ない。基本的には、要介護認定等を受けられても特段お断りしている部分はないが、付き添いの方等が必要になってくるかと思う。施設側にそういった準備はない。それと、入浴をされるということで料金をいただいているので、大広間や講座等のご利用の時には、静養室の施設利用は無料でやっている。

事務局：答えを間違えたので訂正する。静養室を専有してお使いになる場合には利用料金を別途いただいている。6 畳とか 8 畳とか静養室を専有してお使いになる時には利用料金をいただいている。

委員：先ほど申し上げたとおり、昭和 45 年開設から始まって、もう 50 年以上経つ中で 10 施設しかない、また、利用率が下がらないということは、ほとんどが、その温泉がある地域の人たちが有効に活用して、公平性があまりない感じがするがその辺はどうか。署名活動はその地域の方だけなのか。

事務局：基本的にはやはり憩の家が設置されている周辺地域の方々のご利用が多いのは当然そのとおりである。しかし、複数の地域から利用されてる方もいるので、一概に、例えば松代は松代の方だけしか使っていないとかそういうことではない。署名活動等については、基本は利用者からの署名活動ということであり、地域からという部分も若干はあるが、やはり利用者からのご要望となっている。

委員：今、4 ページを見させていただいたら、利用券を提示した方は 150 円、利用券を提示した人の付添い人が 250 円という設定になっているようだ。付添い人は特に制限ないのか。利用されてる方の割合として 60 歳以上の対象の方に対して付添い人といわれる方は何割くらいいるのか。

事務局：老人の付添い人は、一人での入浴等に危険性があるといった虚弱老人等の付き添いにかかる方であり、付添い人の年齢等については定めをしていない。付添い人は 250 円いただいている。また、それ以外に 60 歳以上の方のご親戚等で同行して臨時的に使用する場合もいただいている部分もある。付添い人の年間利用人数については、付添い人だけでなく親戚同行なども含めてだが、250 円相当の利用料金をいただいた方は、27 年度の見込みで 418 人という数字が出ている。全体の利用者数が 19 万 6 千人ほどなので、本当にごくごく僅かな人数とご理解いただきたい。

委員：もしこの割合が多いようであれば、この 250 円を、例えば銭湯だとか温泉施設と同じくらいの料金に上げるということも考えられると思ったが、そこまで影響はないようだ。